

2020年1月2日

・社会保険 / 就業規則 / 給与計算 / 労働条件 / 労務監査 / 電子申請

特定社会保険労務士 小山労務管理事務所

賃金等請求権の消滅時効は当面3年間に延長 起算点と消滅時効期間について

労働政策審議会公益委員見解 2019/12/24

■ 賃金等請求権の消滅時効期間の延長が決定しました。

□ 改正された内容

令和元年12月24日、労働政策審議会における公益委員見解は次のとおりです。

- ・ 改正民法の条文上は現行の労基法上は消滅時効期間である2年を改正し5年とする
が2020年4月1日から消滅時効3年としての施行を目指すものと思われ、適用され
る債権は2020年4月1日以降に発生する賃金債権からになると思われる。(2020年
4月1日以降に発生する賃金は3年間消滅時効にかからなくなる)
- ・ 消滅時効の起算点は現行の労基法と同じ毎月の賃金債権発生日となる(起算点は民法
とは異なる)

§ 労働政策審議会公益委員見解 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08597.html

この見解がそのまま法案になり、おそらくはこの見解が法律として成立するものと思
われます。

■ 賃金請求権以外の請求権の消滅時効期間について

┆ 年次有給休暇請求権その他請求権の消滅時効について

年次有給休暇請求権、災害補償請求権、その他請求権【帰郷旅費・退職時の証明・金品の返還（賃金を除き）】などの請求権は本来、労働基準法による請求権であり、一律に労基法で2年間の消滅時効の期間が定められている。これらの請求権については現行どおりの2年間の消滅期間に維持すべきであるとしている。

■ 年次有給休暇請求権

年次有給休暇制度は、労働者の心身の健康管理を目的にして設けられた休暇であり年休発生年に取得消化することが要請されている制度である。年休請求権の期間を長くすることは制度本来の趣旨にそぐわないだけでなく年休取得率のアップに繋がらない。

■ 災害補償請求権

労働災害補償は、労働者の負傷又は疾病に係る業務起因性を労使が証明することが必要であるが、時間が経過することによりその立証が困難となる。迅速に災害補償請求を行うことによる権利確定を行うことにより労働者救済を図ることができる。

早期の負傷の治癒と災害補償請求を行うことにより職場復帰を果たすことも可能となり、又、企業に対し、災害予防及び労働安全衛生等に対する行政としての早期的確なアドバイスをすることもできる。尚、労働災害補償の請求期間を延長することになると労災保険制度のみならず他の社会保険制度も含め一体的に改正の検討が必要となる。

■ その他の請求権

その他の請求権【帰郷旅費、退職時の証明、金品の返還（賃金を除く）】これらは本来事業主・労働者共に早期に負うべき義務を規定したものであり、労働契約が解消された後に速やかに支払い、証明し、返還すべき物であり長期間放置すべきものではない。

- ・帰郷旅費は、契約解除の日から14日以内
- ・退職時の証明は、労働者が請求した場合、遅滞なく交付
- ・金品の返還は、権利者が請求した場合、7日以内に返還

■ 記録の保存について

【「労働者名簿」や「賃金台帳」等の記録の保存義務については、紛争解決や監督上の必要から、その証拠を保存する意味で設けられていることを踏まえ、賃金請求権の消滅時効期間に合わせて原則は5年としつつ、消滅時効期間と同様に、当分の間は3年とすべきである。】と「在り方について」（公益委員見解）は示している。

■ 付加金について

「付加金については、その請求期間については、賃金請求権の消滅時効期間に合わせて原則は5年としつつ、消滅時効期間と同様に、当分の間は3年とすべきである。」（在り方委員見解）

■ 企業・労働者にとっては・・・

▶ 企業はどう対応する・・・企業にとっては厳しいものとなる

このように賃金債権の消滅時効期間が2年から3年になると企業経営者にとっては大きな負担となることが予想される。

未払残業代トラブルで廃業や倒産する企業が増加することが予想される。

中小企業団体が加入する商工会議所が既に指摘しているように最低賃金の改定、深刻な人手不足に加えて残業代への対応が難しく、適切に労働時間の管理や事業場外みなし労働時間制を適用している事業所が労基署の対応と裁判所の異なる判断に苦慮した例も多く、今後事業場外労働、直行直帰の勤務体制などによる時間管理をしている企業は更なる対応策が求められている。

近時特に、M&A,合併・吸収が盛んである。企業体質がまだ健全で事業資金にも余裕があるが、先行きに不安を抱え廃業を決断し、行動した企業経営者を現実に身近にしており更なる廃業・倒産企業が増加していくのではないかと強い危惧の念を禁じえない。

産業分野や生産性の低さを指摘され新陳代謝が必要だとの声に押され、先行きに希望が持たず廃業を決断する事業主も多い。国の支え手である中小企業が減少していく姿には割り切れないものがある。

▶ 労働者にとっては・・・未払い残業代請求が身近なものとなる？

消滅時効が延長されれば、労働者にとって未払い残業代請求が身近になって、かつてサラ金問題で電車内に法律事務所の広告が乱立していた光景などを思いださせる。

残業代請求の広告やCMが再び至る所に散乱し、未払い残業代請求・訴訟案件が倍増することが想定される。

労働基準法の改正は行われているが未払い残業代の交渉・訴訟案件はすでに倍増しており、賃金の消滅時効が改正されると弁護士等に依頼する未払い残業代請求案件は3～4年後には、現在より倍増していくものと思われる。



アクセス **X/O** 有楽町線・副都心線 成増駅1分 出口4番

すぐ目の前 (1階ミスト)

東武東上線 成増駅南口3分 川越街道 三井住友銀行向かい正面

特定社会保険労務士事務所 小山労務管理事務所

〒175-0094 東京都板橋区成増 1-28-15 林屋ビル 10F 03-3939-5222

= 長年の体験事例 真摯な対応 任せて安心 =